

令和 7 年度第 1 回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

令和 7 年度第 1 回岩国市地域公共交通会議（合同開催）（Web 会議）

日時：令和 7 年 5 月 20 日（火）10：00～

場所：岩国市役所 41・42 会議室 ほか

次 第

1 開 会

2 議 事

- | | | |
|--|------|-------------|
| (1) 令和 7 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告
及び会計決算について | 資料 1 | p. 1 ～p. 3 |
| (2) 岩国市地域公共交通計画の基準値及び目標値等の見直しについ
て | 資料 2 | p. 1 ～p. 4 |
| (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（R 8 ～R 10）の認定申請
について | 資料 3 | p. 1 ～p. 34 |
| (4) 岩国市地域公共交通会議設置要綱の改正について | 資料 4 | p. 1 ～p. 5 |
| (5) 岩国市生活交通バスの路線追加及び路線廃止について | 資料 5 | p. 1 ～p. 22 |
| (6) 坂上線の路線追加につて | 資料 6 | p. 1 ～p. 2 |

3 報 告

- | | | |
|--|------|------------|
| (1) 乗合タクシー「よべるん」の乗合運賃割引実証実験の報告につ
いて | 資料 7 | p. 1 ～p. 3 |
|--|------|------------|

4 閉 会

- 議 事 -

(1) 令和 6 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算について

発言者	発言要旨
事務局	議題「(1) 令和 6 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算について」をご説明いたします。 それでは、資料 1 の 1 ページをご覧ください。 まず、モビリティマネジメント事業関連について説明いたします。この業務は、2024 年 4 月版公共交通マップ及び公共交通マップ&時刻表の印刷・配布、2024 年 10 月版公共交通マップ及び公共交通マップ&時刻表のデータ更新・印刷・配布。2025 年 4 月版のデータ更新。転入者に配布しているチラシの印刷・配布、中学生と保護者を対象とした通学定期券利用促進事業のリーフレット配布、高校生と保護者を対象とした公共交通のチラシの印刷・配布、外国人を対象とした英語版バスの乗り方パンフレットの印刷・配布を行っています。 次に交通教室では、愛宕小学校で 1 回 2 クラスにバスの乗り方教室を実施しています。また、市内小学校 4 校の柱島での自然教室にあわせて柱島海運と船の乗り方教室を実施しています。例年であれば、5 月に錦川鉄道こども鉄道員に合わせ鉄道の乗り方教室を開催していますが、昨年に引き続き日程の調整が出来ず開催できていません。 協議会につきましては、WEB 会議 2 回、書面会議 2 回の合計 4 回の協議会を開催いたしました。WEB 会議の 2 回につきましては、岩国市地域公共交通会議と合同で開催しております。 最後に国への補助金の手続きでは、「地域内フィーダー系統確保維持計画」や「錦川鉄道生活交通改善事業計画」の御承認をいただき、提出するとともに地域内フィーダー系統の確保維持計画に係る事業評価を提出しております。 つづきまして、2 ページ目の会計決算についてを御覧ください。まず、歳入について説明いたします。負担金の予算額 5,218,000 円のところ、予算どおりの 5,218,000 円の収入がありました。これは岩国市からの負担金です。前年度からの負担金については、1,951,135 円でした。これらを合わせ、収入済額の合計は 7,169,135 円となりました。 つぎに、歳出についてですが、運営費のうち会議費の本予算は地元代表の委員の方等の謝礼等として予算計上しており、令和 6 年度は 138,000 円の予算現額でしたが、交通会議と合同開催であったことから本会計からの支出は 0 円となっております。運営費のうち事務費について、予算現額 53,000 円のところ 15,230 円を支出しております。これは委員・オブザーバーの皆様への文書送

	付や国への書類提出の際に用いる切手代、事務用品代、振込手数料として支出しております。事務費につきましては、予算現額 5,027,000 円に対して、3,701,500 円を支出しております。内訳は記載のとおり、令和 6 年度モビリティマネジメント業務となっております。予備費につきましては支出済額 0 円のため、不用額は 0 円となっております。これらを合わせて、収入済額 7,169,135 円から支出済額 3,716,730 円を差し引いた差額が次年度繰越額 3,452,405 円となっております。 つづきまして、3 ページ目の監査報告を御覧ください。本年 4 月 22 日に中国運輸局山口運輸支局の館監事の後任である國宗監事ならびに山口県タクシー協会の吉岡監事に監査をお願いいたしました。なお、監査の報告につきましては、監事を代表していただきまして、中国運輸局山口運輸支局の國宗監事をお願いしておりましたが、本日ご欠席のため代理出席の寺崎様にご報告いただきます。寺崎様、よろしくお願いいたします。
國宗監事 (代理 寺崎)	令和 6 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の会計に係る会計帳簿、証拠書類等につきまして監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。令和 7 年 4 月 22 日岩国市地域公共交通活性化再生法協議会、監事國宗裕司、監事吉岡清治
事務局	ありがとうございました。以上で、議題「(1)令和 6 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の事業報告及び会計決算について」の説明を終わります。
会長	只今、事務局の方から議題(1)について説明がございましたが、何かご質問等ありましたらお願いをいたします。
加藤ワヅサバー (広島経済大学)	愛宕小学校でのバスの乗り方教室、市内 4 校への船の乗り方教室を実施されておりますが、効果や当日の様子、次回への課題を教えてください。
事務局	令和 6 年度は愛宕小学校の小学 2 年生、3 年生を対象に 1 時間程度授業をさせていただきました。バスの乗り方や整理券をとってボタンを押して降りる、料金の支払い方法やバス車内でのマナー等について、スライドを使用して開催をしております。子供たちからは「実際に親とバスに乗ってみよう」という声をいただいております。そういった点では利用促進に一定の効果があると思っておりますので引き続き公共交通の利用促進の観点だけでなく、今年度も市内の小学校を対象に実施したいと考えております。 船の乗り方教室につきましても、市内の小学生 40 名に対して実施させていただきました。15 分から 20 分という短い時間ですが、船の乗り方や、船の種類を授業内容にして教えさせていただき、授業後には実際に船に乗って体験学習に行ってくださいという学校行事の一環で行っております。引き続き今年度も市内の小学生を対象に実施していく予定としています。 効果につきましては、何人増という数字はないのですが、令和 6 年度開始の

	英語版のバスのパンフレットにつきましては、多くの方に手に取っていただいております。岩国基地においても配布しております「非常にいいものを作っていた」という声を聞いております。前回加藤准教授からご提案していただいた動画でのPRにも繋げていきたいと思っております。
加藤ワザバー (広島経済大学)	どうもありがとうございます。 引き続き充実していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。 事務局の方に、概要の記載はあるけれど参加者などの実績を数字で示せるように作成した形で配布した方がわかりやすいのではないのでしょうか。
事務局	次回から写真やパンフレットなどの画像を貼り付け、皆様にわかりやすい形で提供させていただこうと思います。
会長	そのほかいかがでしょうか。
委員	(・・・)
会長	よろしいですか。それでは議題(1)につきましては事務局の報告どおり承認することとしてご異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、これを決定いたします。

(2) 岩国市地域公共交通計画の基準値及び目標値等の見直しについて

発言者	発言要旨
事務局	議題「(2) 岩国市地域公共交通計画の基準値及び目標値等の見直しについて」をご説明いたします。 それでは、資料2の1ページをご覧ください。 令和5年3月に策定いたしました当計画につきましては、当計画の実現に向けて、「市民一人当たりの鉄道・バス等の年間利用回数」などの目標値などを定めています。これらの目標値については、新型コロナが蔓延していた時期の公共交通利用者数を基準値にしていたことから、近年では、目標値を大幅に上回る実績値となっている評価指標が発生しているところです。このようなことから、この度、基準値を近年における利用状況に修正し、合わせて目標値についても修正いたします。 続いて、2ページをご覧ください。このページからは交通計画の目標値などを記載しているページになります。ページ下の表1をこの度修正しており、修正後は赤字で表示しています。左から2つ目の欄が基準値となります。計画策定当初は令和3年度の実績値でしたが、この度令和5年度の実績値に変更しています。それにより、玖北エリアのバス等の基準値以外の数字は高くなっています。それに伴い、中間目標値及び最終目標値についても修正を行っております。表の一番下の玖北エリアのバス等については、基準値8.3から7.8に下がっていますが、目標値についてはそれに伴い下げるのではなく、あくまで目標値として捉え置きしています。

	次に、4 ページをご覧ください。当ページの目標につきましては、現在国からの補助金をいただいている路線に特化したものです。ページ中央の指標③のうち、生活交通バス玖西循環線については、現状値が 0.22 から 0.25 と上がっていることから、それに合わせて目標値も修正しています。その一段下の過疎地域乗合バスにつきましては、現状値が 0.84 から 0.73 と下がっていますが、これも先程と同じでそれに伴い下げるのではなく、あくまで目標値として据え置きとさせていただきます。以上で、議題「(2)岩国市地域公共交通計画の基準値及び目標値等の見直しについて」の説明を終わります。
会長	只今事務局の方から議題(2)について説明がございましたが、委員の皆様方については何かご意見等ございましたらお願いいたします。 議題について説明がございましたが、コロナの時期の数値を見直したいということですね。 どうでしょうか。何かご意見はございますか。
加藤ワザバー (広島経済大学)	1 つ目は、2 ページの修正されている数字について、基準値に対してプラス 1 回ということで現状よりも上回る目標と思います。今回の場合は 0.1 回プラスになっているところ、0.3 回プラスになっているところがありまちまちになっているので算定の仕方について教えていただきたいと思います。 2 つ目は、2023 年度に回数が増えていることは喜ばしいことですが、観光客やビジネス客が増えているなど変動要因について教えていただきたいと思います。
事務局	今後の人口推移について厳しめに計算しております。玖西エリア玖北エリアにおいて過疎や高齢化が進んでおり、今後の利用回数や人口がかなりのスピードで減少していくというところを考慮して計算させていただいております。人口の減り具合というのは当初計画を策定した時とは若干考え方を変えて再計算させていただいており、前回とは変わっているところがございます。現在の計算方法を使用するとこのような形の数字になりましたので改めて提案させていただければと思っております。 観光客につきましては、評価指標として市民一人当たりの鉄道、バス等の年間利用回数という風に書いております。実際はなかなか今のこのバスを利用している内訳が市民なのか観光客なのかは分けにくいところがございます。当初の計画の数字につきましても市民一人当たりと書いておりますが、一定数観光客も含まれているというところでご了承いただければと思っております。
会長	ありがとうございます。 そのほかいかがでしょうか。
能登委員 (JR)	一人当たりの回数ということで年間の利用者数として何人ぐらいなのか、ということがわかりにくくなっています。公共交通を維持するという目標を持った時に本当に可能なのかどうなのかということを見ておく必要があるのではないかと思っております。

事務局	例えば、岩徳線の利用者数が何人、錦川清流線の利用者数が何人という書き方ではないのでわかりにくいところはあるかもしれません。エリアを岩国・由宇エリア、玖西エリア、玖北エリアに分けています。3 ページの上にそれぞれのエリアの利用が何の数字を使用しての基準値、目標値なのかということを書いております。例えば、玖北エリアの鉄道の数字では錦川清流線の錦町駅から川西駅までの年間利用者数を基準にしている形となり、この錦川清流線につきましては令和 5 年が約 130,000 人の利用となります。玖北での中間目標値 2026 年度時点の目標値、19.4 回となっており、実際の利用が約 120,000 人程度になるとこの目標値となります。今後の人口減少もありますので、実際の利用件数は減少していても一人当たりになると令和 5 年度が 130,000 人ですが、令和 8 年度は 120,000 人であれば市民一人当たりの利用回数が 19.4 回になります。そういった資料も内部ではございますが数字を出しております。今のところこの実績の数値を公表する予定はございませんが、一人当たりの数値というところで公表させていただければと思っております。
能登委員 (JR)	公表していただくものはこれで問題ないかと思っております。全体として公共交通を維持するという観点を持った時に、この目標値で本当に果たせるのかどうなのかというところを考えておく必要があるのではないかとと思っております。
会長	ありがとうございます。能登委員のおっしゃるとおり今現状の公共交通をいかに維持していくのか、そのために根本となる数値がどのくらいかということが必要なのところもあるかと思えます。今の計画では現状の数字をできるだけ維持していきたいというところですので、どの程度の目標をもってやっていくかといったところをこの公共交通会議の中では皆様方にお示ししてこういう数字で頑張っていきますということをお分かりしているところです。 そのほかいかがでしょうか。
委員	(・・・)
会長	よろしいですか。それでは議題(2)につきましては事務局の報告どおり承認することとしてご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、これを決定いたします。

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（R 8～R 10）の認定申請について

発言者	発言要旨
事務局	議題「(3) 地域内フィーダー系統確保維持改善計画（R 8～R 10）の認定申請について」を説明いたします。 それでは資料 3 をご覧ください。 こちらは、来年度令和 8 年度の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付申請に必要な書類となります。この「計画書」は、令和 8 年度から

	令和 10 年度までの 3 年間の計画でございますが、補助事業としての「令和 8 年度」は本年 10 月から来年の 9 月までとなっております。この計画書に基づいて本年 10 月から来年 9 月まで運行し、その結果をもって来年度、国への補助金の交付申請を行うという流れになります。 26 ページになりますが、国庫補助の対象となるバス路線です。玖西地域で岩国市が運行している生活交通バスの区政循環線、第一交通株式会社に運行委託をしております叶木線・二鹿線・持ヶ峠線の過疎地域乗合バスの 3 路線の計 4 路線でございます。 次に路線図といたしましては、19 ページの赤い線で示しているものが玖西循環線の路線でございます。27 ページ、28 ページの路線が過疎地気乗合バスでございます。これらの路線についての「運行計画書」について 2 ページ、3 ページの「事業の目的と必要性」に記載しております。いずれの路線も「利用の多くを占める高齢者の通院や買物への移動手段となっているため、地域公共交通確保維持事業を活用し存続させていく必要がある」と整理しております。 次に、3 ページから 4 ページにわたって「地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」について記載しております。各種数値につきましては、交通計画との連動化により交通計画に合わせたものとしておりますが、議題 2 でありましたとおりこの度交通計画の基準値及び目標値を見直しましたので、ことらについても見直し後の数値で設定しております。いずれの路線も周辺人口そのものが減少傾向にある中で、利用者数の予測も同様のものとなりますが、地域公共交通計画で定めた事業等により利用促進に努めることで、経常収支率については現状値以上、公的負担額については、現状値以下、バスの利用回数については若干の増加、利用者数については、人口減少よりも減少幅を緩やかにすることを目標としています。 また、8 ページから 14 ページまではこれまで実施した協議会についてまとめております。以上でございますが、今後とも補助対象事業の基準など文書作成に関する細部にわたる調整が必要となりますので、軽微な修正に関しましては、事務局に一任していただければと存じます。計画内容が大きく変わる場合には、改めて「お示し」をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で議題「(3)地域内フィーダー系統確保維持計画（R8～R10）の認定申請について」の説明を終わります。
会長	只今、事務局の方から議題(3)について説明がございましたが、何かご質問等ありましたらお願いをいたします。 特にございませんか。 では、特にないようですので、議題(3)につきましては事務局の提案のとおり承認することとしてご異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、これを決定いたします。

(4) 岩国市地域公共交通会議設置要綱の改正について

発言者	発言要旨
事務局	議題「(4) 岩国市地域公共交通会議設置要綱の改正について」をご説明いたします。 それでは、資料４の１ページをご覧ください。 この度の要綱改正の趣旨から説明させていただきます。現在、岩国市美和町から広島県大竹市の間を運航するバス路線「坂上線」については、大竹タクシーが運行事業者として運行しています。この路線に、令和７年７月１日からの美和病院の移転オープンに伴い、美和病院敷地内への新規路線として追加を予定しています。この件に関しましては、後程、議事として当議会において改めて概要をご説明いたします。この議事のうち路線追加にかかる協議は当交通会議で行いますが、路線の運賃に関しましては、令和５年１０月１日施行の改正道路運送法により、当交通会議とは別に当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、地方運輸局、関係住民の意見を代表する者及び岩国市が出席する会議において協議を行うことが必要となっています。本議事は、この法令に従って運賃に関する協議を行うための組織を新たに設置するため、岩国市地域公共交通会議設置要綱を改正するものです。 要綱の改正案は２ページ、３ページとなります。赤字で表示している部分がこの度追加する規定となり、黄色で表示している部分につきましては、この度削除する規定となります。第２条の黄色部分「及び運賃・料金」につきましては、先ほど説明させていただいたように、交通会議ではなく、運賃協議会で協議することになりますので削除しています。その一行下の部分につきましては、現在の法律では市町村運営有償運送という名称はなくなっていることから、現在の法律に合わせて名称を変更しています。 ４ページにつきましては、当要綱の新旧対照表となります。 ５ページにつきましては、令和５年に道路運送法が改正になったときに国土交通省が作成した資料となります。運賃協議会での協議が必要になったことなどが記載されていますので、参考として添付させていただいております。 以上で議題「(4)岩国市地域公共交通会議設置要綱の改正について」の説明を終わります。
会長	只今、事務局の方から議題(4)について説明がございましたが、何かご質問等ありましたらお願いいたします。今回は美和病院の新設移転に伴う新規路線の追加ということ、新たに運賃については別途協議会を設けて行うというような

	形になるということですね。 特にございませんか。 では、特にないようですので、議題４につきましては事務局の提案のとおり承認することとしてご異議はございませんでしょうか。
委員等	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、これを決定いたします。

(5) 岩国市生活交通バスの路線追加及び路線廃止について

発言者	発言要旨
事務局	議題「(5) 岩国市生活交通バスの路線追加及び路線廃止について」をご説明いたします。 それでは、資料５をご覧ください。 本議事は岩国市生活交通バスのうち、美和・本郷及び美川地域を走る一部路線について、令和７年７月１日からルート変更を行うものです。変更する主な理由としては、令和４年より建替工事が行われてきました美和病院が、令和７年７月１日から新設された病院に移転し開院する予定であり、病院の敷地内に新設されるバス停まで向かうようにするためです。 まず、１ページ上段に記載しております美和・本郷地域の内容についてご説明いたします。２ページ目の別紙１をご覧ください。こちらは玖北エリアのバス路線図で。このうち赤枠で囲っており番号が振ってある路線がこの度完成する美和病院に接続する路線となります。右下あたりにピンクで美和病院と表記している箇所がこの度新しく設置するバス停です。その左にあります美和病院前バス停につきましては、旧美和病院前バス停としてバス停名を変更いたします。 ３ページ目の別紙２をご覧ください。対象路線のうち①～⑦につきましては右側上段の図内、青色の既存路線を運行していますが、美和病院バス停へのルートとして図内の赤線部分を追加いたします。運行経路の詳細については下段の図の通りとなっております。また、経路⑧につきましては、現在サンマート美和店が終点となっておりますが、こちらについても美和病院バス停まで区間を延伸することとしております。 ４ページ目の別紙３をご覧ください。こちらは対象路線⑦の美和病院線のうち秋中釜ヶ原方面（賀見畑経由）線をクリーム色で表記しております。この路線につきましては美和病院バス停までの路線追加だけでなく、緑色で表記しております湯ノ迫バス停及び上湯ノ迫バス停～湯ノ迫バス停間（0.3 km）の路線を廃止いたします。廃止理由としましては、現在バス停の周辺に居住者がほとんどおらず近年利用者がいない状況となっているためであり、廃止に当たって地元自治会長の了承は事前に得ております。ルート変更における各路線の運賃・時刻につきましては、６ページ～18 ページに記載しており

	ます。 続きまして、1 ページ目下段に記載しております美川地域の内容についてご説明いたします。5 ページ目の別紙 4 をご覧ください。美川地域を運行しております⑨～⑫の 4 路線について、現在はサンマート美和店が終点となっておりますが、美和病院の開院にあわせてこれらの路線も美和病院バス停を経由するように変更いたします。また、バス利用者の利便性の更なる向上を目的として、銀行・郵便局・民間医療機関が周辺に位置している「坂上駐在所跡バス停」まで合わせて延伸することとしております。今回の変更により各路線の延長が 1.7 km 増となります。ルート変更後における各路線の運賃・時刻につきましては、19 ページから 22 ページに記載しております。 今回の変更内容の周知方法につきましては、美和・本郷・美川地域の全戸へのチラシ配布と市のホームページへの掲載を行います。以上で議題「(5)岩国市生活交通バスの路線追加及び路線廃止について」の説明を終わります。
会長	只今、事務局の方から議題(5)について説明がございましたが、何かご質問等ありましたらお願いいたします。
加藤オズサパー (広島経済大学)	美和病院線の名付け方について教えていただけますでしょうか。また、美和病院に新しくバス停が新設させるということですが、屋根や椅子などバスを利用される方の利便性を考慮したハード整備について教えてください。
事務局	まず、美和病院線についてですが、別紙 1 の 2 ページの玖北地域のエリア図ですが美和病院線を黄色で表示しています。各方面、美和が広いエリアになりますので美和病院線という名前ではなく、美和病院線の生見川方面線などいろいろな名前を付けさせていただいております。それぞれ何々方面線という形でバス停の表示をさせていただいておりますが、住民の方々においてもわかりにくいなどという声は伺っておりません。美和病院線につきましては、秋中釜ヶ原方面北中山経由線というピンク色の路線がありますが、これは火曜日に一便の運行となり、美和病院線でも週に 1 回という形で便数がかなり限られているところでございます。そういったところもありますので、多少秋中線を重なって運行しているところがある状況となっております。市の生活交通バスにつきましては、病院や買物といった市民の生活を守っていくための路線ですので、美和の中心地である美和病院に各方面からバスが集中して集まってくるというイメージと思っていただけたらと思います。若干路線が重なっているところはありますが、週に 1 回という運行回数が少ない路線やその他の路線につきましては週に何便か運行したりと差別化を図っているところです。 次に、美和病院バス停のハード整備につきましては、資料の 1 ページ美和病院の建設中の写真を真ん中あたりに掲載しております。手前側に建物があり矢印で奥に入っていくようになっており、屋根がついているところあたりがバス停になります。屋根がついている状況であり、ベンチ等を置かせて

	いただくようになっておりますので、快適に待っていただける形での整備は現在進めているところでございます。
加藤オブザーバー (広島経済大学)	ありがとうございます。
谷口委員 (美和自治会長)	今までこの美和路線の美和病院線で生活してきました、週に1回やそれぞれ違った便もありますがそれが新しい病院に移るということで町の人たちには違和感はありません。場所が少し変わっただけと理解していただけたらと思います。
会長	わかりました。 バスをお待ちになられる方々の環境についてですが、実際に美和病院に伺ってみると病院の入り口の近くにバス停がありました。そのバス停というのは病院の大きな庇があり雨がしのげるようになっています。そして、建物へ入ってすぐ左側にコミュニティスペースがあり、そこでバスを待っていただくことも可能です。例えば天候が悪い時でも、その場所でバスをお待ちいただけるという点では利用者の方々には大変便利になり住民の皆様には喜んでいただけると思っております。
谷口委員 (美和自治会長)	今まででしたら病院を利用した人が病院内で流れるバスの運行放送を聞いて乗車していました。これからは病院の近くにあるサンマートやホームセンターに買物に行った人が屋根のある病院のバス停で待つことができるということで今以上に便利が良くなると思っております。
会長	ありがとうございます。 そのほかいかがでしょうか。
委員等	(・・・)
会長	よろしいでしょうか。それでは議題(5)につきましては事務局の報告どおり承認することとしてご異議ございませんでしょうか。
委員等	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、これを決定いたします。

(6) 坂上線の路線追加について

発言者	発言要旨
事務局	議題「(6) 坂上線の路線追加について」をご説明いたします。 本議題の資料は、資料6になります。 本議題は先ほどご説明いたしました議題(5)と同様に、坂上線についても新築された美和病院を経由するよう、令和7年7月1日からルート変更を行うものです。坂上線につきましては、運行事業者の有限会社大竹タクシーが運行する路線であり、岩国市が運行している岩国市生活交通バスとは別路線という扱いのため、議題を分けてご説明させていただきます。 2ページ目の別紙1をご覧ください。ページ左側の路線図のうち、濃い緑色の路線が坂上線になります。広島県大竹市の大竹駅から岩国市の美和総合支所

	間を運行しております。このうち、ページ右側上段の図面にありますとおり、小田口から向原口の間に新たな美和病院が建築され、病院の敷地内にバス停が新設されることから、下段の図面に記載しております経路で運行するように変更いたします。今回の路線変更に伴う運賃の設定についてですが、当路線の運賃は運行当初から当交通会議の協議の上で決定された協議運賃となっております。こうした協議運賃の場合は、先ほど議題(4)でご承認いただきましたとおり、本会議とは別に運賃協議会を開催し、そちらで決定することとなりますので、当資料には当路線における運賃案は掲載していません。 資料に戻りまして1ページ目の中段に記載しております運行開始までのスケジュールをご確認ください。運賃決定に当たっては住民や利害関係者への意見反映措置が必要になりますので、明日5月21日から27日までの一週間、バス車内にアンケート調査票を設置し意見聴取を行うとともに、地元タクシー業者等への聞き取り調査を行います。これらの調査から出た意見を踏まえ、6月上旬に運賃協議会で協議し運賃を決定するという流れになります。 今回の変更内容の周知方法につきましては、美和地域の全戸へのチラシ配布と市のホームページへの掲載を行います。 以上で、議題(6)「坂上線の路線追加について」の説明を終わります。
会長	只今、事務局の方から議題(6)について説明がございましたが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。 特にございませんか。 では、特にないようですので、議題(6)につきましては事務局の提案のとおり承認することとしてご異議はございませんでしょうか。
委員等	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、これを決定いたします。

報告(1) 乗合タクシー「よべるん」の乗合運賃割引実証実験の報告について

発言者	発言要旨
事務局	報告「(1) 乗合タクシー「よべるん」の乗合運賃割引実証実験の報告について」をご説明いたします。 報告(1)の1ページをご覧ください。 乗合タクシー「よべるん」は令和4年10月から小瀬地区及び南北河内地区にて運行をしているところです。運賃割引につきましては、昨年11月に実施した交通会議の文書協議で、当割引を実証実験として実施することについて報告したところですが、この度、実証実験の結果がまとまりましたので、報告させていただきます。1の運賃乗車割引実施の背景ですが、当乗合タクシーの運行の75%が1名での利用となっており、今後はより効率的な運行ができないかということで実施したものです。2の当割引の概要につきましては記載のとおりです。3か月間の実施期間中、同じ乗車場所から2名以上で乗車された場

	合、通常運賃 500 円を 300 円に割引、運行いたしました。3 の実証実験の結果につきましては、3 か月の実証実験中、運賃乗合割引の適用を受けた利用者は 322 人で、乗合運行件数は 230 件となりました。230 件の内訳としましては、左の表に記載しております。実証期間中 1,187 件の運行がありましたが、そのうち 230 件が乗合乗車となっています。右の表は前年同期間における乗合件数となっています。運行件数が昨年と比べて 915 件から 1,187 件と増えたことも理由としてありますが、前年と比較して乗合件数は大幅に増加しています。 裏面の 2 ページをご覧ください。実証実験中は、利用者へのアンケートを実施いたしました。左上の表ですが、利用者アンケート回答人数 34 人のうち、2 名以上で乗車し割引を利用した方は 11 名となっています。右上の表は、その 11 名から割引の感想をいただいており、ほとんどの方が今後も利用したいと回答しています。左下の表は、この度のアンケート時に割引を利用しなかった方に対して、運賃割引を利用しなかった理由をお聞きしています。多くの方が一緒に同乗する方がいなかったから割引を利用できなかったと回答しています。また、市において懸念していた、運賃割引をすると、市が発行している 500 円のタクシー券が利用できなくなるといったご意見は、2 件にとどまっています。右下の表では、今後の利用についてお聞きしたところ、8 割の方が、割引を利用したいと回答されています。 次に 5 の運賃乗合割引の本格導入についてですが、利用状況やアンケート結果を踏まえ、令和 7 年 7 月 1 日から本格導入をいたします。なお、周知につきましては、広報紙掲載は運行エリアの小瀬・南北河内の自治会を通じてチラシを配布いたします。 3 ページにつきましては、参考資料となりますが、実証実験に小瀬・南北河内地区に配布したチラシとなります。 以上で、報告「(1) 乗合タクシー「よべるん」の乗合運賃割引実証実験の報告について」の説明を終わります。
会長	只今、報告(1)につきまして説明をしていただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
加藤ワヅサバー (広島経済大学)	実証実験の結果を見ますと、2 人以上で利用された方が前年度期間に比べて増えているということで、具体的にはどういった方が増えているのでしょうか。また、アンケートで割引を利用されなかった方も今後の利用については 8 割の方が利用したいと回答があったということですが、今後は複数での利用の可能性があるということなののでしょうか。チラシの配布につきましても、複数人利用を促進するということでどんな感じで利用しているのか、楽しく外出することができた等文字以外での PR の仕方ができるといいのかなと思っています。
事務局	まず、そういった方が乗合になったのかというご質問ですが、ご夫婦でという形で多く利用がありました。今までは奥さん 1 人で買物に行っていたけれどせっかくだから 2 人で行ってみようというのが数件あったと聞いております。

	他には、近所の方々と一緒に買物に行くなどで使っていただいているのを聞きしておりますので今後もこのような使い方が広がっていただくといいのかなと思っております。 一方、利用できなかった方につきましては、買物に一緒に行く人がいない等の理由があり今回は乗合にならなかったのかなと思っております。今回本格導入をさせていただく中で、こういった制度をもっともったこの地区の方々に周知させていただいて、乗車された方の声をホームページや様々な媒体で掲載させていただいて乗車して実際どういう効果があったのかという声を広めたいと思っております。
加藤ワザバー (広島経済大学)	公共交通施策ですが、人と人とのつながりを創出し街づくりやコミュニティ形成にかかわる施策だと思いますので、成果等を共有していただくとその他の地域にも展開できるのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。 これから本格運行する中で、実際に利用していただきながら利用者の皆様の声をお聞きし制度拡充するといったことに取組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 そのほかございませんでしょうか。 ないようですので、報告(1)については以上と致します。
会長	議題は以上でございますが、事務局の方から何かありますでしょうか。
事務局	今回の再生法協議会の日程につきまして、来月末頃を期限とした書面協議を実施させていただきたいと思っております。議題といたしましては、岩見交通様が運行されております島根県益田市から広島市への高速バスの路線における国の補助系統路線にかかる補助認定申請についてです。こちらを協議会で諮る必要がありますので文書にて送付させていただきます。その際には、回答の程よろしくお願いいたします。
会長	そのほか皆様の方からございませんでしょうか。
廣田委員 (錦川鉄道)	人口減少が右肩下がりの中で何かしないといけないと思っております。倒木等による運休や大雨による影響が大きくなった際には、実際に運行しているのか時間どおりに来るのか安定輸送しているかどうかということをホームページ、公式ライン、防災無線、市民メールなどで市民の方に能動的に情報発信する仕組みがあるといいのではないかと思います。また、乗る人を増やすといったことで、外国の方は利便性が高いところに集まるといいますので、公共交通への乗り方、発券機の使用方法等の周知を岩国市全体で行っていけるといいのではないかと思います。
会長	そのほかいかがでしょうか。
永田委員 (岩国警察署)	少子高齢化が進んでいるこの山口県において、交通安全施設である信号機や横断歩道等の交通インフラを維持することが困難になっております。交通安全にかかわる要望等につきましては、高齢者が関与し子供が死傷するという大き

	な事故など、要望が増加していく中でどうやって維持していくのか厳しい状況となっております。警察が管理しているものをずっと維持していくことができるのかといくところも情報共有させていただければと思っております。
会長	ありがとうございます。 その他いかがでしょうか。よろしいですか。 他にないようですので以上をもちまして会議を終了とさせていただきます。